



## 市老連だより 18

平成 31 年 3 月 11 日

一般社団法人  
大阪市老人福祉施設連盟  
施設長各位

一般社団法人  
大阪市老人福祉施設連盟  
代表理事 後藤静男

### 【特定処遇改善加算】、介護福祉士の勤続年数は通算可能

時下、ますます、ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、既に周知のことと思われませんが、表題についてご報告いたします。

社会保障審議会・介護給付費分科会は3月6日、2019年10月の介護報酬改定で新設される【特定処遇改善加算】の運用について、厚生労働省が示した案を了承しました。処遇改善の重点化対象である「勤続10年以上の介護福祉士」の考え方では、必ずしも同一法人内での勤務経験を求めるのではなく、他法人での経験も通算できることや、業務や技能から適当と判断される場合は勤続年数を満たしていなくても重点化対象にして差し支えないとするなど、事業所の裁量を認める方針を打ち出しました。今後、発出される通知などに反映されます。

◆職場環境等要件は3区分から各1つ以上の取り組みが必須に

【特定処遇改善加算】の算定要件はこれまでの議論で、▽現行の【処遇改善加算（I）～（III）】のいずれかを取得▽同加算の職場環境等要件の取り組みを複数実施▽取り組み内容が見える化—とすることが決まっています。このうち職場環境等要件は、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」、「その他」の3つに分かれている区分から各1つ以上の取り組みを行っていることを求めます。

厚労省の17年度の調査によると、【処遇改善加算（I）～（III）】の取得事業所で、職場環境等要件の取り組みを2つ以上行っている事業所99.5%、3区分全てに取り組む事業所は89.3%だといいます。

取り組み内容の見える化では、都道府県や指定都市が住民向けに運営している「介護サービス情報公表システム」上で、加算の取得状況や賃金改善以外の

処遇改善の取り組みを公表します。

今回の処遇改善で最優先での対応が求められる「経験・技能のある介護職員」の適用対象は、「勤続10年以上の介護福祉士」とされています。この際の勤続年数の考え方については、▽同一法人のみの経験でなく、他法人や医療機関などでの経験も通算可能▽10年以上の勤続経験がない者であっても、業務や技能などを勘案して対象にできる一ことを明示します。また、複数の事業所を運営する法人については、現行の【処遇改善加算】と同様、法人単位での一括申請を特例として認めます。

◆個別事例ごとに判断する小規模事業所の適用基準も明確化

小規模事業所の取り扱いも決めました。事業所内の財源配分手順では、まず経験・技能のある介護職員の中から「月額8万円の処遇改善」または「役職者を除く、全産業平均水準（年収440万円）以上」になる者を設定・確保することが求められるが、小規模で開設したばかりの事業所では対応困難との指摘が審議過程でありました。このため、▽小規模事業所などで加算額全体が少額▽職員全体の賃金水準が低い事業所などで、直ちに1人の賃金を引き上げることが困難▽月額8万円の賃金改善などを行うにあたって、これまで以上に事業所内の階層・役職、能力・処遇を明確化する必要があり、規定の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要する一場合は、それぞれの実態を踏まえて個別に判断することになりました。

詳細資料については、下記URLにアップされています。あわせてご覧ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000202420\\_00015.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000202420_00015.html)

【発信元】

一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟 事務局  
〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町12-10  
大阪市立社会福祉センター 311  
T E L 06-6765-3611 F A X 06-6765-3612